

2018.04.02

CSR・ERM トピックス <2018 年度第 1 号>

本誌は、CSR（企業の社会的責任）および ERM（統合リスクマネジメント）に関連する諸テーマについて、国内・海外の最近の動向や企業の抱える疑問などについて紹介・コメントした情報誌です。「コーポレート・ガバナンス」「リスクマネジメント」「コンプライアンス」「人権」「労働慣行」「環境」「品質」「CS（顧客満足）」「社会貢献」「CSR 調達」「情報セキュリティ」等、関連する様々なテーマを取り上げます。

国内トピックス：2018年2月～2018年3月に公開された国内のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<リスクマネジメント>

○国際標準化機構がリスクマネジメントの国際規格「ISO31000」を改訂

（参考情報：2018年2月15日付 ISO HP）

国際標準化機構(International Organization for Standardization、以下 ISO)は2月15日、リスクマネジメントの規格である ISO31000 の改訂版を公表した。

本規格は、すべての企業や組織を対象に、あらゆるリスクを管理するための汎用的な「プロセス」とそのプロセスを効果的に運用するための「枠組み（フレームワーク）」を提示している。初版がリリースされた2009年以降の社会の変化や、企業や組織が直面している新たな課題等を考慮し、約9年ぶりに改訂されたもの。

ISOによれば、改訂にあたり重視した点は以下の通り。なお、改訂版も旧版と同じく認証を目的としていない。

- ・ 組織活動（組織体制、意思決定や事業活動、組織の目的や戦略等）にリスクマネジメントを統合すること
- ・ リスクマネジメントへのコミットメント、権限の付与、適切な資源配分の実施などに対する経営トップのリーダーシップ
- ・ 継続的な PDCA サイクル運用の重要性の強調
- ・ 外部ステークホルダーと相互コミュニケーションを行い、さまざまなニーズや環境変化に対応するための考え方を規格に反映すること

<コンプライアンス>

○日本取引所自主規制法人が、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」（案）を公表

（参考情報：2018年2月21日付 同法人 HP）

日本取引所自主規制法人は2月21日、「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」（案）を公表した。

同法人は、上場会社の不祥事が相次ぐ中、これらの不祥事が当該会社の企業価値を棄損するのみならず、当該市場のコーポレート・ガバナンスが機能していないとして、その信頼性を損なうことを懸念し、本プリンシプル（案）を策定した。

2016年2月策定「不祥事対応のプリンシプル」が不祥事発生後の対応に重点を置くのに対し、本プリンシプルは、各上場会社が不祥事予防のため、自社の実態に即した効果的な取り組みを推進する上での指針としている。具体的には以下6つの原則につき、詳細を補足説明し、不祥事に

つながった問題事例を紹介している。

| 諸原則 | | 概要説明 |
|------|------------------|--|
| 原則 1 | 実を伴った実態把握 | 自社のコンプライアンスの状況を制度・実態の両面にわたり正確に把握する。 明文の法令・ルールへの遵守にとどまらず、取引先・顧客・従業員などステークホルダーへの誠実な対応や、広く社会規範を踏まえた業務運営の在り方にも着眼する。 |
| 原則 2 | 使命感に裏付けられた職責の全う | 経営陣は、コンプライアンスにコミットし、その旨を継続的に発信し、コンプライアンス違反を誘発させないよう事業実態に即した経営目標の設定や業務遂行を行う。 監査機関及び監督機関は、自身が担う牽制機能の重要性を常に意識し、必要十分な情報収集と客観的な分析・評価に基づき、積極的に行動する。 |
| 原則 3 | 双方向のコミュニケーション | 現場と経営陣の間の双方向のコミュニケーションを充実させ、現場と経営陣がコンプライアンス意識を共有する。 |
| 原則 4 | 不正の芽の察知と機敏な対処 | コンプライアンス違反を早期に把握し、迅速に対処することで、それが重大な不祥事に発展することを未然に防止する。 |
| 原則 5 | グループ全体を貫く経営管理 | グループ全体に行きわたる実効的な経営管理を行う。 |
| 原則 6 | サプライチェーンを展望した責任感 | 業務委託先や仕入先・販売先などで問題が発生した場合においても、サプライチェーンにおける当事者としての役割を意識し、それに見合った責務を果たすよう努める。 |

<日本取引所自主規制法人 HP の掲載情報を基に MS&AD インターリスク総研にて作成>

同法人は 3 月 14 日までパブリック・コメント手続きを実施し、3 月下旬を目途に同プリンシプルを完成予定。

<CSR>

○ヤフーが「全国統一防災模試」を開催

(参考情報：2018 年 3 月 1 日付 同社 HP)

ヤフー株式会社は 3 月、スマートフォン向け「Yahoo! JAPAN」アプリで「全国統一防災模試」を開催した。本模試は 2011 年 3 月の東日本大震災から 7 年を迎え、記憶の風化を防ぎ防災意識を高めるための啓発活動として実施されたもの。

設問は東北大学災害科学国際研究所・佐藤翔輔准教授が監修し、「発災」「避難」「避難所」「生活再建」の各局面に関する合計 25 問が出題された。各設問に回答すると、点数（100 点満点）と防災に必要な 5 つの能力（防御力、行動力、協働力、知識力、判断力）に関する評価結果が表示される。災害時はとっさの判断が必要なことから、解答スピードも点数に反映される。総合順位等の全体での結果は模試提供終了後の 4 月 1 日以降に、特設サイトからダウンロードできる。

また、同社は防災模試の参加型イベントを 3 月 10 日に東京・丸の内「KITTE」で開催した。同イベントでは、簡易トイレ作りを体験できるコーナーや、会場である丸の内周辺の「避難場所」をビジュアル的に掲出するなど、模試の設問の一部について実体験ができるコーナーが設けられた。

同社は、CSR レポートにおいて社会問題解決への取組を掲げており、災害・社会課題への支援として災害への取り組みをヤフーが自ら行うほか、NPO などの社会課題解決者を支援するとしている。昨年は、銀座「ソニービル」に津波の高さを表現する屋外広告を掲出するなど、災害を忘れず防災意識を高めてもらうための啓発活動も実施している。

海外トピックス：2018年2月に公開された海外のCSR・ERM等に関する主な動向をご紹介します。

<CSR>

○ブリヂストンが「グローバルサステナビリティ調達ポリシー」を公表

(参考情報：2018年2月6日付 同社プレスリリース)

2月6日にブリヂストンは、新たに策定した「グローバルサステナビリティ調達ポリシー」を公表した。同ポリシーは人権、環境、品質に加え、土地の保全と権利保護、トレーサビリティとレジリエンス向上についても盛り込まれている。

また同ポリシーでは天然ゴム生産の課題に触れ、タイヤ需要の増加に伴って天然ゴムの消費量も増大することから、生物多様性や気候変動に関する深刻な課題を引き起こす可能性がある指摘している。そのため「持続可能な天然ゴムのサプライチェーンを実現することが事業継続上、不可欠」とし、各ステークホルダーと連携して積極的に取り組んでいく考えを示している。

そのほか、取引先への実施を要請する項目として、以下の先進的な内容を含んでいる。

- ・製品・サービスのサプライチェーンの最上流まで追跡するレベルのトレーサビリティの向上
- ・サプライチェーン上流に対する高水準のエンゲージメント
- ・サプライチェーン上流の生産地を含む土地開発において、「自由意思に基づく、事前の、十分な情報に基づく同意 (FPIC)」原則*に従うこと
- ・気候変動緩和と生物多様性保全の観点から高保護価値 (HCV) 及び高炭素貯留 (HCS) 地域の保全、泥炭地の開発禁止

なお、同ポリシーについて、WWF ジャパンなどの NGO は歓迎する声明を発表している。

* FPIC 原則

農園などの土地開発において、法的または慣習的土地利用権を持つ先住民や地域コミュニティに対して、事前の十分な説明がなされない、同意を得ないまま開発が行われるケースがある。または政府 (軍や警察組織を含む)、反社会勢力などの圧力のもとで半強制的に同意をさせる場合もある。そのような人権侵害を防ぐために、開発行為に際して FPIC を取り付けることが国際社会から求められている。

<ESG>

○国連責任投資原則 (UNPRI) が、アクティブ・オーナーシップの新しいガイダンスを発表

(参考情報：2018年2月15日付 国連責任投資原則 HP)

国連責任投資原則 (UNPRI) は2月15日、アクティブ・オーナーシップの新しいガイダンスを発表した。

アクティブ・オーナーシップとは、「積極的な株主 (行動)」を指す。主には、株主総会における議決権行使と投資先企業へのエンゲージメント (経営者との対話や提言など) を通じて、当該企業の ESG 課題に関する対応や行動を向上させ、結果的に長期的な企業価値と運用益の増大を目指す取り組み。

ガイダンスでは、特に、機関投資家を対象に、①投資方針への導入 ②エンゲージメントの実践 ③議決権行使の実践 ④投資判断への統合 ⑤委託先の評価 ⑥情報開示の各段階で、ESG の観点を盛り込む具体策について例示。主なポイントは下表の通りで、いずれもアクティブ・オーナーシップの取り組みを実践済みの投資家によるベストプラクティスを踏まえ、具体的な行動の内容などを盛り込んだ。

UNPRIの担当者は「アクティブ・オーナーシップは、投資リスクの低減と運用益の最大化、さらに社会・環境両面でのよい影響などで、最も効果的なメカニズムのひとつとして広く認められている。具体的には、運用成績や企業・投資間のコミュニケーション、知見の増大、社内の関係性強化や経営戦略の浸透などの面における効果が、学術的に証明されている」と述べ、本ガイダンスを起案した狙いを説明した。

＜ガイダンスが提示するアクティブ・オーナーシップの主なポイント＞

| ステップ | 趣旨・具体策など |
|--------------|---|
| ①投資方針への導入 | 投資方針に、「積極的な株主」としての行動アプローチを明示する。主な内容は、▽目的▽組織体系▽利益相反事項▽ESG 観点の期待・関心▽デューデリジェンス・モニタリングの手法など。 |
| ②エンゲージメントの実践 | 投資先との対話を通じて、ESG 課題への対応、現状のリスクや潜在性などを評価・モニタリングする。投資先との対話が不調になった場合の次善策も用意。具体的には、▽取締役会への働き掛け▽声明の公表▽議決権行使▽決議案の提起▽法的救済の模索——などを例示。 |
| ③議決権行使の実践 | 議決権行使の前提として、行使判断の基準・優先順位を設定する。総会前の決議案の評価ポイントとして、▽トピックの内容▽招集通知の記載内容▽過去の対話の実績▽情報開示のレベルなどの例示。一方、総会前の投資先との対話が不調になった場合の次善策として、▽判断（会社提案への反対・棄権）に関する理由の公表▽会社への詳細説明——などを例示。 |
| ④投資判断への統合 | 「積極的な株主」としての価値観を、自組織内の投資判断に反映させるためのプロセス・手順などを提示。具体的には、▽社内関連部署との ESG 課題と運用に関するデータの共有▽ポートフォリオ管理者との定期的な協議▽エンゲージメントや議決権行使の対応結果とポートフォリオを連動させる運用・仕組みの確立など。 |
| ⑤委託先の評価 | ファンドの運用委託先の選定に当たり、自社の運用方針に基づく実践の可否を評価する。具体的には、選定の段階では▽投資方針、実施体制、ガバナンス▽エンゲージメントや投資判断の決定プロセス——など。一方で、運用状況の評価では、▽報告内容▽ESG 調査の内容▽話題の ESG 問題についての検証方法——などを例示。 |
| ⑥情報開示 | 投資先企業の情報開示をより拡充させるための具体策を提示。特に、情報へのアクセスや内容の分かりやすさ、公開頻度、検証可能性の向上などを例示。 |

＜コーポレート・ガバナンス＞

○グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパンが「腐敗防止強化のための東京原則」と「贈賄防止アセスメントツール」を策定

（参考情報：2018年2月26日付 グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン HP）

グローバル・コンパクト・ネットワーク・ジャパン(GCNJ)は、国連グローバル・コンパクトの第10原則である腐敗防止活動の強化に取り組んでおり、その中心的活動として、国連グローバル・コンパクトと協働し、日本企業のコレクティブ・アクション推進に向けたプロジェクトを実施してきた。

今般、本プロジェクトを通じ、GCNJ 会員企業や弁護士、投資家等の協力を得て、「腐敗防止強化のための東京原則」及び「贈賄防止アセスメントツール」を策定した。

1. 東京原則

「東京原則」への賛同を通じ、腐敗防止に関する取組みを、投資家・取引先を含む外部のステークホルダーに対し、より積極的に説明していく姿勢を表明するもの。同原則はグローバル・コンパクトの第10原則の内容（強要や贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗防止の取組み）を米国、英国や日本の実務を鑑みて具体化したもので、主要国のガイドラインに即した内容となっている。企業が「東京原則」を実践する形で腐敗防止の取組みを行うことは、規制当局やビジネスパートナーから自社のコンプライアンスプログラムに関して理解を得るにあたって有益であり、また、企業が同原則に沿った腐敗防止の取組みの状況を積極的に開示することにより、機関投資家からの評価を高めることも期待できるとGCNJは考えている。

具体的な原則は以下の7つの項目で構成されており、企業には基本方針及び社内規程の策定や、組織体制の整備、第三者の管理などが求められている。

- ① 経営トップによるコミットメントと行動
- ② リスクベース・アプローチの採用
- ③ 基本方針及び社内規程の策定
- ④ 組織体制の整備
- ⑤ 第三者の管理
- ⑥ 教育
- ⑦ モニタリングと継続的改善

2. 贈賄防止アセスメントツール

機関投資家と投資先企業との間の贈賄防止強化に向けたエンゲージメント・対話を促進し、かつ企業の透明性と持続可能性を高めるためのツールとして「贈賄防止アセスメントツール」を策定した。具体的には以下のステップに従って、アセスメントを実施する際の手順を提言している。

- ① STEP1 会社のリスク分類の特定
- ② STEP2 各コンプライアンス項目の達成状況の判断
- ③ STEP3 企業の贈賄リスク管理状況に関する評価
- ④ STEP4 企業の情報開示とステークホルダーとの対話

まず上記①及び②に基づく質問項目に回答することで、贈賄防止達成状況が点数化される。この結果を踏まえ、上記③のとおり企業の達成状況の評価し、その結果を上記④のとおりステークホルダーに開示するという手順となっている。

Q&A : CSR・ERM 等に関するさまざまなご質問についての解説を行うコーナーです。



Question

弊社では、内部通報受付後の対応体制につき見直しを検討するとともに、海外グループ会社の従業員からの通報受付についても検討しています。

内部通報受付後の対応体制見直しのポイントおよび海外グループ会社従業員からの通報窓口の在り方について教えてください。

Answer

多くの企業において、自社内における法令違反・不当行為等（そのおそれがある場合も含む）について、役職員等が通報できる内部通報制度を整備していますが、通報受付後、適切な対応を行うことができるよう対応体制を定期的に見直すことが重要です。見直しに当たっては、「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン」（消費者庁、平成 28 年 12 月 9 日）が参考になりますが、以下の基本的な事項が押さえられていないと制度が形骸化しがちです。

以下は、実効性のある内部通報制度の運用に向けて最低限押さえるべきポイントです。

1. 通報窓口

経営幹部を責任者として、通報の受付から調査・是正措置の実施、再発防止策の策定までを適切に行うことができるよう、部門横断的に通報を取り扱う仕組みを構築します。

通報窓口については、可能な限り外部窓口（法律事務所や民間の専門機関等への委託）の設置を検討します。なお、通報ルートについては、経営幹部が不正に関与するケースを想定し、経営幹部からも独立したルートの整備が推奨されます。

2. 調査体制

担当部署を明確にし、当該部署に調査権限と独立性を付与するとともに必要な人員・予算を与えることが必要となります。

当該担当部署においては、通報受付後からの一連の対応について、迅速かつ適切な対応ができるよう「誰が」「いつ」「何を」実施するのかを明確に整理にしたアクションプランを策定することも一考です。なお、調査においては多くの留意点があることに鑑み、アクションプランとは別に社内調査要領を整備し、担当者に周知徹底することも重要となります。

3. 担当者の育成

通報者対応、調査、事実認定、再発防止、情報管理、周知啓発などに必要なスキルを有する担当者の育成のため、十分な教育・研修を行うことが必要です。

また、内部通報制度の運営を支える担当者のモチベーションを維持・向上させる人事考課を行う等、コンプライアンス経営推進に対する担当者の貢献を、積極的に評価することが必要です。

昨今、日本企業でも、グローバル化に対応した海外グループ会社従業員を対象とした通報窓口について検討されることも多くなっています。対応については、色々なパターンがありますが、基本的には日本本社側で通報を直接受け付けることはせず、別法人でもある海外グループ会社が独自の窓口を設置することが一般的です。自社において発生したネガティブな事象について、まずは自社で解決すべきであり、また次のような理由も考えられます。

- ・海外、特に米国などでは、法人格が異なる以上、コーポレート・ガバナンスや内部統制のあり方は各社毎に判断・対応するというスタンスが日本以上に徹底されていると考えられる。そのため、親会社・本社が過度に前面に出て対応した場合、「完全に法人格が分離していないのではないか」との疑いが生じ、子会社での発生事象にも関わらず、親会社や親会社役員についても訴訟の対象とされてしまうリスクなどが懸念される。
- ・海外の現地事情を十分に把握しているとはいいがたい日本本社で通報を受け付けた場合、当該事案への適切な対処が困難である。

しかし、日本本社は対応を各社に任せておけばよいのではなく、グループの基本方針に沿って各社が体制を整備し、取組みを進めているかを定期的にモニタリングし、必要に応じて支援・是正することが求められます。

以上

MS & ADインターリスク総研株式会社は、MS & ADインシュアランス グループのリスク関連サービス事業会社として、リスクマネジメントに関するコンサルティングおよび広範な分野での調査研究を行っています。CSR（企業の社会的責任）・ERM（全社的リスク管理）等に関するコンサルティング・セミナー等のサービスを提供しています。

弊社サービスに関するお問い合わせ・お申込み等は、下記のお問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先

MS & ADインターリスク総研 Risk Management 第三部
TEL.03-5296-8912（危機管理・コンプライアンスグループ）
TEL.03-5296-8913（環境・CSRグループ）
TEL.03-5296-8914（統合リスクマネジメントグループ）
<http://www.irric.co.jp/>

主な担当領域は以下の通りです。

<危機管理・コンプライアンスグループ>

- ◆ 危機管理・海外危機管理
- ◆ コンプライアンス（法令遵守）
- ◆ 役員賠償責任（D&O）
- ◆ CS・苦情対応
- ◆ 製品安全・食品安全

<環境・CSRグループ>

- ◆ 環境経営（環境リスク・ブランディング）
- ◆ 環境マネジメントシステム（ISO14001等）
- ◆ 生物多様性
- ◆ エネルギー（再エネ・省エネ）
- ◆ 社会リスク（環境デューデリジェンス・人権リスク等）

<統合リスクマネジメントグループ>

- ◆ ERM（全社的リスク管理）
 - ・リスクマネジメント体制構築
 - ・企業リスク分析・評価（リスクアセスメント）
- ◆ 情報漏洩リスク

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々に対して企業のCSR・リスクマネジメント活動等に役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright MS & ADインターリスク総研 2018